

庄内町告示第90号

令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月27日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭の受診に係る負担を軽減し、子育てを支援するため、町内の小児科を有する医療機関に対し、予算の範囲内で令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（次条及び第6条において「補助対象者」という。）は、町内に所在する小児科を有する医療機関とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、診療予約システムの導入に係る経費とする。ただし、次に掲げる経費は、対象外とする。

- (1) インターネット環境の整備に要する費用
- (2) パソコン等の機器の購入に要する費用
- (3) 補助対象者が国、県その他の団体から交付を受ける補助金等の額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条に規定する交付申請書は、令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、補助対象事業を開始しようとする日から起算して20日前までに、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 診療予約システムの導入に係る見積書の写し
- (4) 診療予約システムの概要が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、補助対象経費の10分の2を超えない範囲の減額による変更とする。

2 補助対象者は、規則第6条第1項第1号の規定により補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）に変更の場合は変更後の事業計画書を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

3 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金変更交付（中止・廃止）決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付決定の通知）

第7条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金交付決定（却下）通知書（様式第6号）により行うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績報告書は、令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費実績報告書（様式第7号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は令和8年2月28日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 補助対象経費の根拠となる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金交付額確定通知書（様式第8号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、規則第5条の規定により補助金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（帳簿の保管期間）

第11条 規則第20条に規定する帳簿及び証拠書類は、事業完了の翌年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電話

令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金交付申請書

令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金の交付を受けたいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により下記のとおり関係書類を添付して申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) 診療予約システムの導入に係る見積書の写し
  - (4) 診療予約システムの概要が分かる書類
  - (5) その他（ ）

様式第2号（第5条、第8条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的	
2 事業実施期間	
3 事業内容	
4 経費	

様式第3号（第5条、第8条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算（精算）額	備 考
町補助金		
自己負担金		
そ の 他		
計		

2 支出の部

区 分	本年度予算（精算）額	備 考
計		

庄内町長 宛

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電話

令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号の規定により関係書類を添付して申請します。

記

- 1 補助金の名称 令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金
- 2 変更（廃止）予定年月日（中止予定期間）
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 変更の内容
- 5 交付決定額 円
- 6 変更（中止・廃止）後の交付申請額 円
- 7 添付書類  
事業計画書（変更前と変更後を比較できるように記載すること。）

様式第5号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名 様

庄内町長



令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金変更交付（中止・廃止）決定  
通知書

年 月 日付け第 号をもって令和7年度庄内町小児科診療予約システム  
導入費補助金の交付の決定を通知した令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費  
について、年 月 日付けの変更（中止・廃止）承認申請に基づき、令和  
7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金交付要綱第6条第3項の規定により下記  
のとおり変更（中止・廃止）を決定したので通知します。

記

- 1 補助金の名称 令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 変更（中止・廃止）後の交付決定額 円
- 4 交付の条件

様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名 様

庄内町長



令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により下記のとおり交付することに決定（却下）したので通知します。

記

- 1 補助金の名称 令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金
- 2 交付決定額 円
- 3 交付の条件（却下した場合はその理由）

庄内町長 宛

申請者 所在地  
名称  
代表者氏名  
電話

令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費実績報告書

年 月 日付け第 号をもって令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金の交付の決定の通知があった令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第13条の規定により、その実績について次のとおり関係書類を添付して報告します。

記

- 1 補助金の名称 令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金
- 2 添付書類
  - (1) 事業実績書（様式第2号）
  - (2) 収支精算書（様式第3号）
  - (3) 補助対象経費の根拠となる書類
  - (4) その他（ ）

様式第8号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名 様

庄内町長



令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和7年度庄内町小児科診療予約システム導入費補助金交付額を下記のとおり確定したので、庄内町補助金の適正化に関する規則第14条の規定により通知します。

記

交付決定額 円